

年金・国保



葬祭費の申請はお済みですか

大田原市国民健康保険および栃木県後期高齢者医療の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

- 支給額：5万円
 - 申請に必要なもの
 - ▼喪主の方の印かん
 - ▼喪主名義の預金通帳
 - ▼会葬礼状など喪主の確認ができるもの
 - ▼運転免許証など窓口に来た方の身分証明書
 - ※葬祭から2年が経過すると、申請できなくなります。
 - ※大田原市国民健康保険および栃木県後期高齢者医療以外に加入されていた方は、加入していた健康保険にご確認ください。
- 問 大田原市国民健康保険の方
国保年金課医療助成係
TEL (23) 8792
- 問 栃木県後期高齢者医療の方
国保年金課国保年金係
TEL (23) 8857

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在お使いの国民健康保険被保険者証(保険証)は9月30日で有効期限が切れるため、9月下旬に新しい保険証を発送します。10月1日以降、医療機関にかかる際には、新しい保険証を提示ください。

※保険証が届かないときは、担当課へご連絡ください。

※郵送ではなく窓口交付を希望する方は9月14日(水)までに担当課へご連絡ください。

※保険証ケース、臓器提供意思表示欄に使用する個人情報保護シールを希望する方は担当課、各支所、出張所、公民館の窓口へお申し出ください。

有効期限が途中で切れる方へ

退職者医療制度から一般被保険者への移行や、後期高齢者医療制度への移行のため、有効期限が短い場合があります。条件に合わせて①～③の対応となります。

①退職被保険者証をお使いの方で65歳の誕生日を迎える方は、被扶養者ともに一般被保険者用の保険証を郵送します。

②75歳の誕生日を迎える方は、後期高齢者医療被保険者証を誕生日の前月に郵送します。

③在留期限が切れる方は、在留期限の更新が確認でき次第、保険証を交付します。

問 国保年金課 A1階
TEL (23) 8857



県住宅供給公社 特定優良賃貸住宅入居者募集

- 募集物件・戸数
ベルシャトレ本町(本町2-2829・226)
 - 間取り：3LDK
 - 入居者負担額
7万6000円
 - 共益費：4000円
 - 駐車場：1台無料
 - 主な入居条件
 - ▼家族で入居できる方
 - ▼世帯の収入が一定基準に当てはまる方
 - ▼連帯保証人を2名立てられる方
- ※詳細はお問い合わせください。
- 問 栃木県住宅供給公社
TEL 028(622)0461

下水道課からのお知らせ

「高度処理合併浄化槽」を設置しませんか

市の公共設置型浄化槽事業なら、10万円の分担金であなたの家にも浄化槽が設置できます。故郷の清流を守り次世代につなげていきましょう。

- 対象：一般住宅など。
- ※下水道が整備・計画されている区域および農業集落排水整備区域は除きます。
- 分担金：浄化槽を設置した場合、分担金を納付していただきます。この分担金は浄化槽設置工事費として全額使用します。
- 【分担金額】
5～10人槽 10万円
(11～50人槽は別途)
- 維持管理：浄化槽の点検・検査・清掃は、市が委託した業者が行います。
- 使用料：浄化槽を使用する際には人槽に応じた使用料がかかります。使用料はすべて維持管理に充てられます。

「水洗便所改造資金の融資あっせん」

市では、公共下水道や公共設置型浄化槽の普及促進を図るため、くみ取り便所の水洗化や、排水設備の改造工事に

必要な資金の融資あっせんを行っています。

- 対象者：次の条件をすべて満たしている方。
- ▼市税や受益者負担金などを滞納していない。
- ▼新築でない家屋(地域により、対象にならない場合があります)。
- ▼家屋の所有者、または所有者の同意を得て使用している方。
- 融資あっせん限度額：一戸につき45万円
- 返済期間：最長45か月
- 利子：市が負担(実質無利子)
- 取扱金融機関：ゆうちょ銀行を除く市内の金融機関
- ※金融機関の審査によっては、融資が受けられない場合があります。
- 浄化槽設置費用の補助金制度があります
- 補助金の交付を受けるには、該当する要件があります。交付対象の確認は左記へお問い合わせください。

問 下水道課
TEL (23) 8712



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

A 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

ごみ搬入指導検査
について

広域クリーンセンター大田原では、搬入されるごみについて、大田原市・那須町の職員と合同で、一般家庭や店舗、事業所などから排出されたごみが適正に分別されているか確認するため検査を実施しています。

本年度第1回目(6月8日実施)の検査結果は、一般家庭から排出されたごみは、前回と同様おおむね適正ですが、事業者から排出される可燃ごみに産業廃棄物と思われる廃ビニールや建築廃材である断熱材、資源ごみが混入している状況もみられました。各事業所は一般廃棄物と産業廃棄物に分別し適正処理されますようお願いいたします。

また、無許可営業(個人からごみの処分を請け負い、自分のごみとして持ち込んでいる)の疑いがある搬入が見受けられるため、今後も検査などを通して指導などを行います。

詳しいごみの分別方法は、「おおたわらクリーンナビ」または「ごみ分別収集カレンダー」をご覧ください。また、よいちメールでも、ごみ情報を発信してしますのでご利用してください。

問生活環境課 **A**1階
TEL(23)8706

第22回北那須浄化
センターのつどい

ふだん目にすることがない下水道処理システムや施設の公開などを行います。

●日時：9月24日(土)
午前9時～正午

▼受付：午前11時30分まで

●場所：北那須浄化センター

●内容：下水道PRポスター展および表彰式、浄化センター施設探検ツアー、水質試験にチャレンジ、スタン

プラリー、和太鼓演奏、ポップコーン配布、ヨーヨー釣り、ミニSL運行
※天候などにより変更となる場合があります。

●費用：無料(申込不要)

問北那須浄化センター

TEL(28)2277

下水道課

TEL(23)8712

屋外広告物の表示・設置
について

市内で、屋外広告物の表示および掲出物件の設置をする場合は、下記へ許可の申請が必要です。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

●屋外広告物とは：次の4つの要件をすべて満たすもの

①常時または一定の期間継続して表示されるもの

②屋外で表示されるもの

③公衆に表示されるもの

④看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物やその他の工作物などに掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの

●屋外広告物の例：広告板、広告塔、壁面広告物、壁面突出

広告物、はり紙、はり札、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アーチ、アーケード添加広告物、電柱・街灯柱などを利用する広告物、車両に表示される広告物、アドバルーン、サインポール

●屋外広告物の施工について

屋外広告物の表示・設置は、栃木県に登録した屋外広告業者でなければ行うことができません。

※登録業者の一覧は県ホームページに掲載しています。

●管理者の設置義務：屋外広告物の表示・設置には、のぼり旗や置き看板、はり紙などの簡易な広告物を除き、管理者の設置が必要です。管理者

については、都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物講習会修了者や屋外広告物の試験に合格した者などでなければなりません。

問都市計画課 **B**2階
TEL(23)8711

子どもものづくり大楽
ロボット型収納ボックス
を作ろう！

ノコギリや金づちを使って、板材を加工し、世界でただ一つの「マイ収納ボックス」にチャレンジしましょう。

●日時：9月24日(土)

午前9時30分～完成まで(午後3時終了)

●対象：小学4年～中学生(男女問いません)

※保護者は送迎のみ。同席できません。

●定員：15名(先着順)

●費用：500円(保険料含む)

●持ち物：弁当、タオル、筆記用具など(材料・道具などは準備してあります)

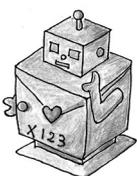
●場所：ふれあいの丘大工房

●申込方法：9月8日(木)～16日(金)に左記へ電話で申し込み。

▼受付：午前9時～午後4時

問申ものづくり大楽 福田

TEL(28)3180



完成イメージ図
・高さ約70cm
・幅約40cm
・奥行き約30cm

考えてみよう食品ロス②

前回は、食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食べ物であり、平成26年度の市のもやせるごみの量約19,488トンの内、約1,850トンが厨芥ごみ(生ごみ)と推計されることをお伝えしました。

今回は、厨芥ごみを減らすため一般家庭での「ちょっとした工夫」について紹介します。

- ①余計に買いすぎているかチェック
- ②適量な調理かチェック(外食では、食べきれる量のメニューかチェック)
- ③使い忘れがないか冷蔵庫をチェック

ちょっとした工夫3点です。いかがでしょうか。これらの生活で、3点を気に留めていただき実践していただくことで、食品ロスを減らし厨芥ごみの減量(処理費用の削減)にもつながります。

「もったいない」を減らすには「誰かがやる」ではなく「自分もやる」という意識が必要です。

次回は、フードバンクについて考えてみます。

問生活環境課 **A**1階 TEL(23)8706